

# 賃貸借仕様書

- 1 件名  
令和6年度（長期継続）戸籍電算システムリース
- 2 賃貸借物品  
別紙「機器構成表」のとおり
- 3 納品場所  
下田市 東本郷 地内  
(下田市東本郷1丁目5番18号 下田市役所)
- 4 履行期間(賃貸借期間)  
令和6年12月1日から令和11年11月30日（60ヶ月）
- 5 支払方法  
令和6年12月より毎月払い（60回払い）
- 6 納入物品条件
  - (1) 別紙「機器構成表」に定める機器を、下記「7 機器等の調達先」と調整した上、履行期間までに下田市の指定する設置場所へ納入すること。
  - (2) 当該機器等の販売価格は、下記「7 機器等の調達先」に確認すること。
  - (3) 当該機器等は、富士フイルムシステムサービス（株）社製「戸籍総合システム・ブックレス」各種ソフトウェアの動作保証がされているものとする。
  - (4) 当該機器等は、上記（3）のソフトウェアについて、下田市において戸籍及び関連業務を行う上で必要な各種設定や調整が終了していること。
  - (5) 当該機器等は、下田市が別途契約締結を予定している富士フイルムシステムサービス（株）とのクラウド利用契約に基づいた保守サポートが受けられること。
  - (6) 機器管理シールを作成し、当該機器等に貼付すること。
- 7 機器等の調達先  
富士フイルムシステムサービス株式会社  
公共事業本部 首都圏支店 営業1課  
(電話) 03-6454-5601
- 8 その他
  - (1) 賃貸借期間満了後、賃貸機器は返却または下田市へ無償譲渡することができるものとする。返却する場合、当該機器の記憶媒体については下田市または受託者において物理的に破壊を行うこととし、当該機器の回収・撤去は受託者負担で対応するものとする。
  - (2) 納品時に発生した梱包材等については、速やかに搬出すること。
  - (3) 本仕様書に定めのない事項又は、作業の実施にあたって疑義が生じた場合は、下田市と受託者が協議してこれを定めるものとする。